

○ストーカー事案に係る情報の管理に関する訓令

(平成14年12月29日島根県警察訓令第59号)

第1章 本県の管理

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察本部及び警察署が受理したストーカー事案に係る相談の受理状況、対応状況等に関する情報（以下「ストーカー情報」という。）を一元的に管理することにより、個人情報の適正な管理を図りつつ円滑かつ適切な業務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ストーカー事案に係る情報の記録)

第2条 警察相談の取扱いに関する訓令（平成22年島根県警察訓令第11号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律の警告、禁止命令等、仮の命令及び援助に関する規定の運用について（平成18年2月27日島生保甲第129号本部長通達）又はストーカー事案への対応に関する原票作成について（平成12年12月15日島生企乙第921号本部長通達）の規定に基づき取得し、又は作成したストーカー情報のうち必要な事項は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）として管理するものとする。

(ストーカー情報の管理体制)

第3条 前条に定める電磁的記録による管理に係る業務は、生活安全部少年女性対策課長が行うものとする。

2 生活安全部少年女性対策課長は、所属の警部以上の階級にある警察官又は課長補佐の職にある警察官以外の職員の中から、前項に定める事務を補佐する者を指定するものとする。

第2章 準拠

第4条 ストーカー情報の管理については、この訓令によるほか、警察庁が別に定めるところによる。

第3章 雑則

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、ストーカー情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成19年1月15日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日 島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日 島根県警察訓令第11号）  
（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。